

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		化製場等の設置の許可（魚介類鳥類等製造貯蔵施設に準用する場合）
根拠法令及び条項		・化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項（第8条において準用する場合を含む。）
審査基準	法令の基準	・化製場等に関する法律第4条（第8条において準用する場合を含む。） ・大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和59年大阪府条例第41号）第4条及び別表第1（第8条において準用する場合には、第9条及び第10条のとおり読み替える） ・枚方市化製場等に関する法律施行細則（平成26年枚方市規則第64号）第5条
	具体的基準	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ基準を設定することが困難である。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	・総日数 15日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		